		日号外	ページ
衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	一六
衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	二三
衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	二九
衆議院比例代表選出議員選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	三四
衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	三四
衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	四〇
衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	四八
衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	五二
衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長			
一	衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	五	三
二	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	九 274	五五
政治資金適正化委員会			
七六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一	四
七七	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一二 一六	二
七八	〃	一二 一六	二
七九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一六	二
八〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一六	二
八一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二五	二
法務省			
五一八	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	五
五一九	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件	一	五
五二〇	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一	五
五二一	日本国に帰化を許可する件	一	五
五二二	除籍が滅失した件	一	五
五二三	日本国に帰化を許可する件	二	三
五二四	〃	四	一
五二五	原戸籍の一部が滅失した件	五	四
五二六	日本国に帰化を許可する件	五	四
五二七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ロの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	五	四
五二八			